

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
第 2 号	26. 6 . 3	規制改革会議 農業ワーキング・グループ 「農業改革に関する意見」に関する緊急請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>5月14日に、規制改革会議農業ワーキング・グループの農業改革に関する意見が公表された。これは農業の生産現場を全く踏まえておらず極めて問題の多い内容となっている。JA・連合会は、定款等による自治法規を定め、総会等を通じて組合員・会員の意思を反映し、自主・自立で運営されている。こうした組合員・会員の意思による組織運営は、協同組合の根幹である。そのようなことを無視し、全農の株式会社化や信用・共済事業の代理業化など、法人格・事業の変更・廃止を一方向的に強制することは、民間組織の自治に過大に関与することであり、認められるべきものではない。組合の健全性確保や系統組織の相互調整の役割を發揮している中央会制度の廃止、正組合員の事業利用にも貢献している准組合員の事業利用の制限等は、利用者の相互扶助組織である協同組合の実態を無視したものである。協同組合の理念や実態を無視した改革や、事業利用者である組合員の意思を無視した改革は、現場に混乱を生むだけで、組合員に対する事業サービスに悪影響を与え、農業者の所得向上、食料安定供給、地域社会・生活の維持に大きな支障を来す。また、農業生産法人の要件緩和により、株式会社の農地所有を認めることや農業参入を緩和することは、農外への農地の転用、投機目的の農地取得を促進し、地域農業の健全な発展を阻害するおそれがある。農業者・地域のための農業・農協改革は、農業の構造問題等に対応しつつ、組合員の意思による組合の自治（自己改革）を基本に、今後も継続して進めてまいる所存である。</p> <p>については、私どもの意をお酌み取りいただき、水戸市議会におかれては、地方自治法第99条の規定に基づき、下記事項を国会または関係行政庁へ意見書を提出していただくよう請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <p>規制改革会議農業ワーキング・グループの農業改革に関する意見において、生産現場の実態からかけ離れ、JAグループが農業・農村に果たしている役割を無視した取りまとめが行われたが、こうした内容が今後改訂される農林水産業・地域の活力創造プランに反映されないよう、国会または関係行政庁に対して強力な働きかけをすること。</p>	安藏 栄 田口 米蔵 細谷 春幸	産 業 水 道

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 3 号	26. 4 . 28	議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>日本原子力発電（株）東海第二原発の再稼働をめぐって、高橋靖水戸市長は、原子力安全協定の見直しや広域避難計画の策定に向けて、日本原電及び茨城県に対し機会を捉えた発言と行動を進めている。政府においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画を決定し、大きな被害が想定される関東地方など 10 都県の 310 市区町村を首都直下地震緊急対策区域に指定した。水戸市も対策が急がれており、市民生活の安心・安全を第一に願う私たち市民の要求に応えた、行政と水戸市議会が両輪となった取り組みを期待するものである。</p> <p>よって、貴議会が首都直下地震・原子力対策特別委員会等を設置し、これまでの想定を超える大規模な地震対策及び原子力対策の一層の推進と具体化を図ることを求めるものである。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等を設置すること 2 特別委員会で下記事項を審議されたい <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海第二原発の安全確保に関すること (2) 原子力安全協定の見直しに関すること (3) 広域避難計画に関すること (4) 首都直下地震茨城県南部地震に関すること 3 市民にとって重要な広域避難計画の具体化と実効性については、下記事項を審議されたい <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難することによる災害関連死者を出さない計画 (2) 全市民避難に伴う仮設住宅や仮設校舎、福祉施設等が設置され、収入やなりわい等が保障されること (3) 全市的な長期避難を余儀なくされた場合の措置 (4) 除染や原状回復を実施した上での避難先からの帰還計画 (5) 市役所庁舎など行政機能の移転・機能存続計画 <p>その他、市民の生命と財産、県庁所在地・水戸市の維持確保を図る観点から、住民避難に関する責任の所在をはっきりさせ、実効性ある計画とするよう、特別委員会を慎重かつ具体的な審議の場とし、市民に公開すること。</p> 	議 会 運 営